

債権管理の状況

◆労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2022年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が7億99百万円、「危険債権」が20億50百万円、「三月以上延滞債権」が76百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、合計額29億24百万円の総与信残高に占める割合は0.30%となっています。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

区分	2021年度末	2022年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 (A)	2,992	2,924
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	939	799
危険債権	1,957	2,050
要管理債権	97	76
三月以上延滞債権	97	76
貸出条件緩和債権	—	—
保全額 (B)	2,992	2,924
担保・保証等による回収見込み額	2,991	2,924
貸倒引当金	1	0
保全率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00
正常債権 (C)	930,078	972,856
総与信残高 (D) = (A) + (C)	933,070	975,780
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率 (A) / (D) (%)	0.32	0.30

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

用語解説

▶ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

▶ 「危険債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

▶ 「要管理債権」

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

▶ 「三月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」ならびに「危険債権」に該当しないものです。

▶ 「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

▶ 「正常債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

▶ 「担保・保証等による回収見込み額」

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

▶ 「貸倒引当金」

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご覧ください。

◆自己査定、開示債権および引当との関係

当金庫の自己査定結果、労働金庫法及び金融再生法上の開示債権および引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信					労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)			
債務者区分 与信残高	分類				区分 与信残高 (A)	担保・保証等による回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 193	193	-	-	-	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 799	799	-	100.00
実質破綻先 605	603	2	-	-				
破綻懸念先 2,049	2,037	11	-	-	危険債権 2,050	2,050	-	100.00
要 注 意 先 3,418	要管理先 94	94	-	-				
	要管理先 以外の 要 注 意 先 3,323	3,320	3	-	-	貸出条件 緩和債権 -	-	-
正常先 964,157	964,157				小 計 2,924			
その他 5,355	5,355					正常債権 972,856		
合 計 975,779	975,762	17	-	-	合 計 975,780			

📖 用語解説

▶ 「破綻先」

法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先。

▶ 「実質破綻先」

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先。

▶ 「破綻懸念先」

経営破綻の状態にはないものの、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。

▶ 「要注意先」

今後の管理に注意を要する先。

▶ 「要管理先」

要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権）である先。

▶ 「正常先」

業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がない先。

◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

28ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額」をご覧ください。